

足利短期大学学友会則

第1章 総則

第1条 本会は足利短期大学学友会と称する。

第2条 本会は学生自治の精神に基づき、真理と正義を愛する学生の主体的活動と学園の健全なる発展に資することを目的とする。

第2章 機関

第3条 本会は次の機関を置く。

1. 学生大会 2. 常任会議 3. 執行委員会

第4条 前条の会議の常任会議、執行委員会にあつては過半数の出席がなければ開くことはできない。議事は過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

第1節 学生大会

第5条 学生大会は、本会の最高議決機関であつて、議長は執行委員がこれにあたる。

第6条 学生大会は学年始めおよび後期に執行委員会が招集する。但し次の場合は、臨時学生大会を開かねばならない。

(ア)常任会議の要求があつたとき。

(イ)会員の4分の1以上の要求があつたとき。

(ウ)役員交代のとき。

第7条 学生大会の招集及び議題は、原則として開催日の少なくとも3日前までに告示しなければならない。

第8条 次の事項は学生大会で必ず決定しなければならない。

1. 会則の決定及び変更に関する事項
2. 予算の決議及び決算の承認
3. 本会の解散に関する事項
4. その他重要な事項の決定

第9条 学生大会がやむを得ない事由により開会できないと認められた場合は常任会議は前条に掲げる事項についての議決をすることができる。但し、次の学生大会で、当該議決につき承認を得られなければならない。

第10条 学生大会の記名投票により3分の2以上の多数をもって、執行委員会不信任の決議を行うことができる。

不信任を決議された執行委員会は、直ちに解散せねばならない。

第2節 常任会議

第11条 常任会議は学生大会に次ぐ議決機関で、学友会役員、クラブ部長、クラス委員長、

各委員会委員長で構成し、議長は副執行委員長がこれにあたる。

第12条 常任会議の招集は副執行委員長が行なう。但し、常任会議3分の1以上の要求があったときは臨時に開かなければならない。

第13条 常任会議は次のことを行なう。

1. 学生大会提出事項の審議
2. 臨時支出に関する事項
3. 同好会及びクラブ設立の認可及び取り消し
4. その他必要な議題の審議

第3節 執行委員会

第14条 執行委員会は次のことを行なう。

1. 学生大会と常任会議の決議の執行
2. 予算案の提出
3. 決算報告書の提出
4. その他緊急事項の処理

第3章 会員

第15条 会員は次の権利と義務を有する。

1. 学生大会に出席し、議題を審議する。
2. 役員を選出し、又は選出されて之に就任する。
3. 本会機関の決定に関すること。
4. 会費を納入すること。

第4章 役員

第16条 本会に次の役員を置く。

	2年	1年	3年(看護学科)
1. 執行委員長	1名		
2. 副執行委員長	1名	2名	
3. 執行委員	11名	11名	
4. 会計委員	2名	2名	
5. 会計監査員			
6. 参与			5名

第17条 役員は次の任務を行う。

1. 執行委員長は学友会長として本会を代表して、執行委員会の議長となる。
2. 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、事故あるときは之を代理する。

3. 執行委員は以下の担当を分担し、その業務を掌る。

1. 総務担当
2. 文化担当
3. 厚生担当
4. 会計担当

第18条 役員の選出は学生大会でこれを行う。

但し、会計監査員は足利短期大学事務長にこれを委ねる。但し、後期学生大会から4月までの間は、1年の役員がこれを代行する。

第19条 役員の任期は、4月から翌年の後期学生大会までとする。

欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残りの期間とする。

第5章 会計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を当てる。

第21条 会費は1年間で20,000円とし、学年始めに納入するものとする。但し、必要と認められた臨時費用は、常任会議の承認を得て徴収することができる。なお、納入した会費は払い戻ししないものとする。

第22条 本会の会計簿は随時会員の要求により公開されなければならない。

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年の3月31日をもって終る。

第6章 顧問

第24条 学友会に顧問を置く。

顧問は学生指導委員長がこれにあたり本会の諮問に応ずる。

第7章 クラブ・同好会

第25条 クラブ・同好会に関する規約は、別に定める。

附則

平成14年12月20日 改正